		日	号外	ページ
	○財務省、経済産業省			
四	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示	一五		四
一一七	強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件	七	193	三五
	○文部科学省			
三二	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律の一部施行に伴い、酒類における有機の表示基準を定める件を廃止する件			
	○国　税　庁			
一一八	〃	一	189	二五
一一九	国宝に文化財を追加して指定する件	六	192	一
一二〇	文化財を重要文化財に指定する件	二〇	201	一
一二一	重要文化財に文化財を追加して指定する件	二〇	201	三
一二二	登録有形文化財の登録を抹消する件	二〇	201	五
一二三	学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示	二〇	201	六
一二四	大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示	二二	203	五
		二二	203	七

一二五	社会通信教育を認定した件	二八		二
一二六	文部科学省認定社会通信教育の廃止の件	二八		二
一二七	文部科学省認定社会通信教育の目的を変更した件	二八		三
一二八	文部科学省認定社会通信教育の実施者の名称、代表者及び事務所の所在地を変更した件	二八		三
一二九	大学、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示	三〇	208	三
一三〇	大学設置基準等の一部を改正する省令の施行に伴う文部科学省関係告示の整理に関する告示	三〇	208	二六八
一三一	教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程	三〇	208	二七〇
	○厚生労働省			
二六七	労働安全衛生法第五十三条の二の規定により都道府県労働局長が自ら行っていた製造時等検査の業務を行わないものとする件	五		一
二六八	高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する告示	五	191	一五
二六九	診療報酬の算定方法の一部を改正する件	五	191	一七
二七〇	基本診療料の施設基準等の一部を改正する件	五	191	三九

二七一	特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件	五	191	四二
二七二	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件	六		三
二七三	組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た物の公表を行う件	六		三
二七四	労働安全衛生規則第三十四条の二の十第二項、有機溶剤中毒予防規則第四条の二第一項第一号、鉛中毒予防規則第三条の二第一項第一号及び特定化学物質障害予防規則第二条の三第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者	六		三
二七五	粉じん障害防止規則第三条の二第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める者	七		四
二七六	労働安全衛生規則第十二条の五第三項第二号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習	七		四
二七七	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	七		四
二七八	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県の一部を改正する件	七	193	三五
		七	特74	一

二七九	職業能力開発促進法第三十条の五第一項に規定する登録試験機関の登録事項を変更した旨を公示する件	九		九
二八〇	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件	九	195	五
二八一	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	一三	197	一五
二八二	生物学的製剤基準の一部を改正する件	一三	197	一五
二八三	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件	一三	197	一五
二八四	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県の一部を改正する件	一三	197	二一
二八五	令和四年度における共同募金の実施期間を定める件	一三	特76	一
		一四		一